

日本のスポーツ振興施策の動向と課題

ーコミュニティ・スポーツ論の系譜に寄せてー

小林 勉 スポーツ科学教育講座

1. はじめに

生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることに大きな意義があるとし、スポーツの振興を一層促進していくための基盤の整備・充実を図ることは、国や地方公共団体の重要な責務とした「スポーツ振興基本計画」が、文部科学省によって平成12年9月に策定された。こうした基本計画の策定の背景には、2050年（平成62年）までに、ほぼ3人に1人が65歳以上のいわゆる老年人口となることが予測される少子・高齢化社会の到来や、科学技術の高度化や情報化等の進展による精神的なストレスの増大など、心身両面にわたる健康上の問題の顕在化がある。なかでも人間関係の希薄化、地域教育力の低下に代表されるコミュニティの崩壊といった地域社会の抱える深刻な問題に対して、その問題の解決の糸口としてスポーツに大きな期待が寄せられている。実際、スポーツ振興基本計画の中にも、こうした地域社会におけるスポーツの果たしうる役割について以下のように記されている。

「スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、住民が一つの目標に向い共に努力し達成感を味わうことや地域に誇りと愛着を感じることにより、地域の一体感や活力が醸成され、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生にもつながるなど、地域における連帯感の醸成に資する。」

「スポーツ振興基本計画」I. 総論、1. スポーツの意義」から抜粋

このようにスポーツ振興基本計画の中では、スポーツの意義のひとつにスポーツによる地域社会の再生を掲げている。そして、そうしたスポーツによる地域のコミュニティ形成を具現化する方策として、平成7年度より「総合型地域スポーツクラブ」の全国的な展開を推進している¹。「総合型」とは、①種目の多様性、②世代や年齢の多様性、③技術レベルの多様性といった三つの多様性を包含していることを指し、この総合型地域スポーツクラブの展開は、文部科学省の策定したスポーツ振興基本計画のみならず、政府全体の施策としても次のように注目され始めている。

生活空間倍増プラン（平成11年1月29日閣議決定）

「21世紀の早い時期に国民のスポーツ実施率（週一回以上のスポーツ実施率）を50%にまで引き上げることを目標に、総合型地域スポーツクラブの育成等を図るスポーツライフ21プロジェクトをはじめ、国民のスポーツ環境の整備を計画的に推進する。」

経済審議会答申（平成11年7月8日閣議決定）

¹ 文部科学省では、平成7年度から「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を全国の市区町村で展開してきている。事業期間はいずれも3年間で、福島県双葉町や富山県福野町、愛知県半田市などが総合型地域スポーツクラブの先進地域として代表的である。これらの地域には総合型地域スポーツクラブ設立を目指す全国各地の自治体からの視察も多く、総合型地域スポーツクラブに関する事例研究においては、双葉町や半田市が引き合いに出されることが多い。なお、文部科学省「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」実施市区町村については、文部科学省（2001）を参照のこと。

多様な個人の帰属先としてスポーツクラブを提示し、経済審議会国民生活文化部会報告では、体験機会充実のための環境整備の一つとして、総合型地域スポーツクラブを挙げる。

内閣総理大臣の諮問機関である青少年問題審議会答申（平成11年7月22日）

「地域コミュニティを基盤とした青少年の多様な活動の場づくり」の具体的提案の一つとして、総合型地域スポーツクラブの育成・定着化の推進を提言。

以上のように、現在、地域のコミュニティの形成や地域教育力の回復といった点から大きな期待を集める総合型地域スポーツクラブであるが、社会問題の解決の契機をスポーツに求めるという発想は、総合型地域スポーツクラブが最初ということではない。そうした発想はむしろ、1960年代から1970年代の初頭にかけてコミュニティの問題が盛んに議論されるなか、コミュニティを再興する手段としてスポーツに期待が寄せられた、いわゆる「コミュニティ・スポーツ」が注目され始めた時期にその端緒をみてとることができる。とくに1970年代以降、「地域とスポーツ」の関係については、コミュニティ・スポーツ論の文脈で様々に語られてきた。2000年に策定されたスポーツ振興基本計画や、総合型地域スポーツクラブについて考えるとき、かつて展開されたこうした議論を視野に入れながら現在に連続させておくことが必要だろう。なぜなら現在のスポーツ政策に関して検討しようとする際、歴史的位相のなかでスポーツ政策を相対化して捉えるという視点が、とくに重要になるからである。

そこで本稿では、そうしたコミュニティ・スポーツ論に関する一連の議論を手繰り寄せながら、これまでの「地域とスポーツ」に関する研究の系譜を整理しておこうと思う。コミュニティ・スポーツといわれて久しいが、「コミュニティ・スポーツ」から「みんなのスポーツ」、「生涯スポーツ」と研究の裾野が広がっていくなかで、「地域とスポーツ」に関する研究は、どのような研究成果を積み上げてきたのだろうか。スポーツに様々な期待が寄せられる現下の情勢において、今までの「地域とスポーツ」に関する研究とスポーツ振興基本計画との臨界点を検討することで、現在、展開されているスポーツ振興施策の問題点を浮き彫りにすることが本稿の目的である。

2. 戦後日本のスポーツ政策の展開

ここではコミュニティ・スポーツ論の系譜を辿りながら、「地域とスポーツ」に関する研究の成果と課題について概観する。まずは、「地域とスポーツ」に関する研究について考える前に、日本におけるスポーツ政策の歴史的展開とコミュニティ・スポーツが登場するまでの経緯を簡単に見ておく。

軍事力と労働力の生産と再生産、臨戦体制への思想動員のためにスポーツを国民訓育の手段として積極的に活用したところに、戦前のスポーツ政策の特徴を見出すことができるとすると、戦後は、占領軍による民主化政策のなかで、スポーツの民主化はもとより大衆化を志向したところに大きな特徴を見てとることができる。関（1997）の指摘にあるように、社会的混乱と窮乏における国民の精神的な荒廃が危惧された時代、大日本体育協会理事長であった清瀬三郎が、国民に勇気と希望を与えるスポーツの役割を積極的に評価しながら体育協会の再建を図ろうとしたことは、新しいスポーツ政策への転換を象徴的に示すものであった。スポーツの国民大衆化を謳った清瀬の構想は、日本のスポーツ界が国際復帰を果たしていくにつれ、水泳連盟、陸上競技連盟を中心に展開された少数精鋭主義の主張のまえに求心力を失っていくが、それまでスポーツの主人公として位置づけられることのなかった「国民」が、その中心に据えられようとした点で、新たなスポーツ政策に向けての嚆矢となった。その後、超党派による議員立法として「スポーツ振興法」が1961年に成立し、そのなかで国民大衆のスポーツ振興が大々的に謳われ、生涯にわたって生

活の必須部分としてスポーツを位置づけるべきであるとする考え方が推し進められていった。このように、スポーツの大衆化が進展したことが戦後のスポーツ政策の大きな特徴のひとつである。

一方、こうしたスポーツの大衆化とともに、スポーツの高度化も急速に進展する。スポーツの大衆化を志向した清瀬三郎の構想がスポーツの高度化を志向するオリンピック体制の確立の勢いに押されながら、その接点を実質的に見出せなかったことや、スポーツ振興法がスポーツの大衆化を掲げつつも、じつのところ、オリンピック至上主義体制の確立を目論む体協をはじめとするスポーツ団体への補助金交付の途を開くことを念頭に置きながら、実際、スポーツの高度化を後押しするのに大きく貢献したという史実には十分留意しておく必要があるだろう。このようにみえてくると、戦後のスポーツ政策は、スポーツにおける大衆化と高度化というベクトルを内包しながら、表面的には併存したものの、スポーツの大衆化なのか、高度化なのか、多くの意見が合意できないまま、この点を巡る多様な意見を棚上げにして、有機的な繋がりを見出すことなく双方は平行線をたどっていたことがわかる。

3. コミュニティ・スポーツ論の系譜

その後、1960年代から1970年代の初頭にかけて、都市部と農山村の人口格差が拡大していき、家族や地域社会の崩壊が問題視されてくるのに伴い、スポーツの大衆化や高度化とは異なるベクトルから、盛んにスポーツの振興が唱えられてくる。1969年、国民生活審議会・コミュニティ問題小委員会がコミュニティ形成の契機をスポーツに期待したことを皮切りに、厚生省（現厚生労働省）が高齢者の医療費削減を目的に医療福祉の面からスポーツをとらえなおしたり、さらには通産省（現経済産業省）や経済企画庁がレジャー産業の側面からスポーツに着目しはじめたのである²。いずれもスポーツの大衆化時代の到来を予兆させるものであったが、なかでも、高度経済成長の煽りで空洞化した地域社会の再編成に寄与することを期待された「コミュニティ・スポーツ」は、人間性の回復、心身の健康の維持増進といった戦後高度経済成長を遂げた背後で生じた問題が折り重なるのに伴い、その解決の糸口として矛先を向けられながら急速に注目を集めていった。

こうした動向を背景に、1970年代以降、コミュニティ・スポーツの文脈で書かれた報告や論考が矢継ぎ早に増えてくる。このようななか、1975年に、『体育社会学研究・第4号』で「コミュニティ・スポーツの課題」と称してコミュニティ・スポーツの特集が組まれたことは、体育社会学におけるコミュニティ・スポーツへの関心の高まりを示すひとつの結節点となった。そのなかで、三好（1975）は、資本主義体制の維持強化のためにスポーツを活用しようとする意図が、国民のスポーツ要求の高まりと重なるなかで、「労働者階級を先頭にした国民の生活と健康を守る闘いが独占資本の国家に一定の譲歩を強いる結果成立してきたもの」としてコミュニティ・スポーツの政策をとらえた。そして当面は政策のねらい、実態を明らかにしながら、地方自治におけるスポーツ行政の充実と民主化の必要性を強く主張したのである。

階級的な闘争を意識しながら、コミュニティ・スポーツ政策に対して批判の眼を向けたという点では、森川も同様である。森川（1975）は、コミュニティ・スポーツ政策の成立過程を検討しながら、コミュニティ・スポーツの政策的意図を公害や職業病・労働災害の増大、物価上昇、教育の荒廃など、国民の暮らしや命を脅かす弊害の基本的原因に触れることなく、それらをコミュニティ・スポーツによって取り除くことができると考えるのは、意図的なすりかえであると厳しく批判した。現代文明社会における人間性回復のとりでとしてスポーツに国民的合意を得ようとする以上、戦後、脈々と流れていたチャンピオン・ス

² 国民生活審議会のコミュニティ問題小委員会による「コミュニティ生活の場における人間性の回復」の報告を契機に、通産省による「わが国余暇の現状と余暇時代への展望」（1973年）、経済企画庁による「余暇社会への構図」（1973年）などが発表され、その後、コミュニティを戦略の場としながら、「人間性回復のとりで」としてスポーツへの期待が高まっていくことになる。

スポーツを対象とした選手強化などのスポーツの高度化への志向を一転して否定し、国民のスポーツ要求に積極的に応えようとしたのも当然の帰結であったとしながら、「住民のための、住民による、住民の」という視点からのとらえなおしが必要であることを主張した。

三好と森川に共通するのは、経済成長を中心に据えた政策が成功を収める一方で、国民の生活に様々なしわ寄せがゆき、それらを補完する政策としてスポーツが安易に担ぎ出されてきたことに対する批判であった。スポーツの民主化を達成し、国民のスポーツ要求に真摯に応えようという発想からスポーツの大衆化を目指したのではなく、政府のしたたかな戦略のなかでスポーツの大衆化が志向され、社会的緊張の要因が意図的にすりかえられてしまうことへの警告は、西欧先進国におけるクラブのあり方をモデル化して無批判に受容しようとする現在においても、連続させておくべきことだろう。

このように、戦後のスポーツ政策については、三好や森川のほか、草深直臣や関春南、内海和雄といった論客たちも加わり、スポーツ政策成立の歴史的な性格をめぐって問題が次々と提起されていった。国民のスポーツに対する関心が高揚するのに伴い、政府がその政策的対応を迫られるなかで、そうした国民のスポーツ要求に応えようとしながらも、その裏側で体制維持を補強する重要な役割を担うものとして、スポーツが政治的に利用され始めたことの危険性を、彼らは敏感に感じ取っていたのである。

また、こうした批判が展開される一方で、地域スポーツを振興するため、行政を支援する視点から地域住民のスポーツ活動に関する調査研究も多様な展開をみせた。しかし、佐伯（2000）が指摘するように、両者の議論は必ずしもかみ合うものではなく、コミュニティ・スポーツ論は理論的にも政策的にも未成熟なまま、やがてそれは Sport for All やトリム運動に喚起されて「みんなのスポーツ」、「生涯スポーツ」へと推移していく。

4. 「地域とスポーツ」をめぐると実証研究の登場

膨大な研究調査を残したコミュニティ・スポーツの研究であるが、その多くはスポーツ振興のための活動や組織などの実態報告であった。そのため、一方でスポーツにおける主体形成を掲げながら地域住民を視野の中心に据えてくるものの、肝心の地域住民の暮らしがリアリティをもって見えてくることはなかった。このことは抽象的な「国民」を設定して、その理念型から国民スポーツを語る限界を示すと同時に、「現場」に入り込むことなく住民の暮らしに一定の距離を置きながら、行政の作成した二次資料や三次資料をもとに地域社会とスポーツに関する論を展開する問題性を浮き彫りにした。

そのなかで、中島・上羅（1975）らは、社会体育に関わる多くの論説が、社会体育行政との関連のもとで具体的実践の場面においても行政の意向を引き継ぐ傾向があるなか、行政とは別個に生起し、自発的・内発的に実践されているスポーツに対してこそ、十分な考察が加えられるべきだと主張した。彼らは、行政の作成する資料ではなく、香川県坂出市林田地区を事例に自ら一次資料を収集し、地域住民のスポーツ活動の展開を町づくり運動との関連において跡付けた。そこから、町づくり運動に関連して示された諸活動が上からの「指導」によるものではなく、むしろ市当局を「先導」しながら主体的にコミットする住民の姿を描き出し、日々の暮らしの中で生活を営む「生活者」の視点から地域のスポーツを捉えかえたのである。

中島・上羅らと同じ視点から、地域社会と正対しながら住民の生活の中にスポーツ活動を位置づけようとしたのが松村である。松村（1978）は、スポーツ集団の構成単位が「運動者としての個人」とあたかも自明のごとく設定されてきたなかで、クラブ参加の主体が個人ではなく、「家」に生活の基盤をもつ「単位家族」であることを宮城県遠田郡涌谷町洞ヶ崎地区の事例から明らかにした。この洞ヶ崎地区の研究は、のちに松村と前田（1989）によって、地域におけるスポーツ集団を「生活拡充集団」として捉えようとする

る視覚へと発展し、彼らはその生成と展開・消滅・再生のプロセスを「生活組織」との重層的な絡まりの中でモノグラフィックに描き出した。そしてここにおいても浮き彫りになったのは、坂出市林田地区と同じように、スポーツ振興を画策する行政レベルの動向とは全く違う次元でスポーツを展開する地域住民の姿であった。

とりわけ松村は、それまでの「実証研究」の多くが、総じて単なる実態報告に終始している状況や、「下から」とか「住民の立場に立って」とか言いつつも、その対象が都市的地域のコミュニティ形成（三鷹市、神戸市垂水地区）を目指した研究に集中していたことに大きな異論を唱えた。コミュニティ・スポーツといたながらも、「コミュニティ」概念の十分な検討もなされないまま様々に語られてきたのは、コミュニティ・スポーツ論が農村社会学や都市社会学のような地域社会をめぐる先行した諸研究の研究成果を踏まえる余裕もなく、時代の要請に応えざるを得なく登場した経緯ゆえであったとし、社会学の多様な伝統的系譜と交差した「地域とスポーツ」の研究を蓄積していく必要性を積極的に問いかけた。実際、彼は一連の著作のなかで（1986, 1990, 1993）、コミュニティ・スポーツ論に関する文献表を丁寧に提示しながら、コミュニティ・スポーツ論の小史を繰り返して論じた。そうした度重なる主張も、ひとえにコミュニティ・スポーツ論の議論が散逸し、地域社会をめぐる先行した諸研究といっこうに重なってこない学問的停滞への危惧と、その停滞を活性化するために研究成果を蓄積していくことの必要性を強く感じていたからに他ならない。

以上のように、地域体育・社会体育からコミュニティ・スポーツへと推移するなかで、「人間性の回復」「コミュニティ形成」といった課題と期待をもって登場した「コミュニティ・スポーツ」であったが、多くは地域社会の再編成に寄与するスポーツの機能を理念的に述べたにすぎず、それらの課題の達成度を計る実証的研究が等閑にされたまま、一方では「スポーツ振興」のための組織、活動の実態報告が数多くなされ、高度経済成長の煽りで「空洞化」した地域に対して理論的な蓄積を果たすことなくスポーツを振興していく意義だけが声高に主張された。

他方、農村地域を丹念に踏査しながら、モノグラフを積み上げていく松村やスポーツ政策を広い意味での生活との関連性のなかで捉えていく必要があるとする上羅（1978）の見解、もしくは「生活基盤が破壊されていく時に、その崩壊する農村社会の歯止にスポーツがなりようがないということを思いしらされたものである」という森川（1975）の主張は、スポーツ振興を所与のものとして語ろうとする議論よりもはるかに慎重なものだった。論者たちの立場はそれぞれ異なっているが、スポーツ振興を一方向的に称揚する論調に対して意識的に距離をとりながら、地域を押し並べて平板にとらえるのではなく、スポーツが地域を開発あるいは活性化する限界をもう少し突き止めておこうとする点では共通していた。

5. 「地域とスポーツ」に関する研究の地平

さて、近年、西欧のスポーツクラブが「良きあり方」のモデルとして多くの関心を集め、研究においてもそうした事例について多くの報告がなされる趨勢のなかで、これまでの地域とスポーツに関する研究の経緯にスポーツ振興基本計画に示されたベクトルを重ね合わせてみると、そこには多くの問題点が浮かび上がってくるのがわかる。

かつて大きな危機意識のもとで議論された諸種の課題は、20年以上を経た現在においてもほとんど解決されておらず、むしろ都市化が進展し、ますますコミュニティの崩壊が進行している。スポーツが「親交的コミュニティ」を形成するひとつの契機となる可能性については報告されているものの³、都市社会学者

³ 中島・上羅（1975）の論考を参照のこと。

の園部（1984）が「スポーツ活動やリクリエーション活動が親交的コミュニティを形成するための主要な手段と見做す仮説」があるが、そういった活動によってよりも「日常生活の維持にとって不可欠な様々な課題の共同による解決の活動に、より主要な親交的なコミュニティの源泉を見出すことができるはず」という都市社会学からの批判に真っ向から反論できるほど、地域とスポーツに関する研究はいまだ十分な成果は生み出していない。

総合型地域スポーツクラブの提唱する多世代、多種目といったスポーツクラブの創設によって「地域の人々の暮らしが豊かになった」等という実証研究はほとんどなく、ましてや総合型地域スポーツクラブの展開が、「地域教育力の向上」や「地域の活性化」などの「自治的コミュニティ」に発展したという研究成果は管見ながら見当たらない。さらには「スポーツの高度化」と「スポーツの大衆化」という問題は、森川（1978）がスポーツの大衆化と高度化を統一するスポーツ政策の確立の必要性をあれほど力説していたにもかかわらず、20年以上経過した現在、依然として超克されていない。

「生涯スポーツの振興」というスローガンが飛び交うなか、このような1970年から80年代に熱を帯びて繰り広げられた「地域とスポーツ」に関する議論が置き去りにされ、スポーツ振興基本計画が示す総合型地域スポーツクラブ設立に向かう動きだけが先走り、重要なのは「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも」を叶えてくれる「総合型地域スポーツクラブの設立」と考えているかのようである。実際、2010年度までに総合型地域スポーツクラブを少なくとも一つは設立するという政策課題を突きつけられたなかで、自治体のスポーツ振興担当者は大きく困惑している。その混乱は行政側だけにとどまらず、これまで地域で活動してきたスポーツ関係者や地域住民たちを巻き込みながら混迷の度合いを深めている。その結果、総合型地域スポーツクラブを設立しようとする過程で生起する様々な齟齬に関心が払われることはほとんどなく、総合型地域スポーツクラブ設立の裏側で錯綜する人々の混乱についてはほとんど等閑にされてきた。これは焦眉の問題である。

6. むすびにかえて

世界的な動向として、健康国家の実現に向けて、スポーツ人口の拡大を目的にスポーツ振興政策が展開されてきている状況において、日本は2000年3月に厚生省が第三次国民健康づくり対策として「健康日本21」を策定した⁴。ここでは、国家予算の医療福祉関連の支出を抑えるために「ポジティブ・ヘルス」という観点から、スポーツ人口拡大の重要性を喚起しており⁵、こうした潮流が一方で、スポーツ振興を自明のものとしながら、現在の総合型地域スポーツクラブ推進の気運を大きく後押ししている。実際、成人人口の週一回以上のスポーツ実施率が、半数を超えるヨーロッパに対して、日本は約35%〔体力・スポーツに関する世論調査、総理府、1997〕と大きな較差がみられ、スポーツ振興基本計画の中でも、成人人口の週一回以上のスポーツ実施率をできるだけ早期に50%まで引き上げることを目標にしている。

こうした動向に「地域社会のコミュニティ形成の側面」からスポーツへの期待が加わり、双方の思惑が

⁴ 日本は、2006年には65歳以上の高齢者が20%を超え、世界一の超高齢社会になると見込まれている。この超高齢社会では、痴呆や寝たきりになる老人の増加が予想され、またそれを支える社会的負担も増大していくと予測されている。こうした超高齢社会の到来に備えて、政府は二つの領域からアプローチを試みている。ひとつは痴呆や寝たきりの老人に対するケアの制度である介護保険制度のスタートであり、もうひとつは、健康寿命の延伸や生活の質の一層の向上を実現するための健康づくりが必要であるとする「健康日本21」の推進である。「健康日本21」の趣旨は、「健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするもの」とされており、次の①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養・こころの健康づくり、④たばこ、⑤アルコール、⑥歯の健康、⑦糖尿病、⑧循環器病、⑨がん、といった9つの領域で具体的な行動目標が掲げられている。

⁵ 「健康日本21」では、身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であるとしながら、①意識的に運動を心がけている人の増加、②日常生活における歩数の増加、③運動習慣者の増加などを目標としている。また、それぞれの項目には2010年までの達成すべき具体的な目標が数値として設定されている。

一致するところで浮かび上がってきたのが、総合型地域スポーツクラブである。その基本理念には、地域住民の自主運営という形で運営される「住民参加型」を掲げているが、現実には、スポーツ振興基本計画の中で設立数が数値目標として定められたことから、地方公共団体は否が応にも総合型地域スポーツクラブ推進の動きに同調せざるをえなく、それはいわば「行政主導」のかたちで推進されてきている。

しかし、これまでの「地域とスポーツ」に関する研究が明らかにしてきたことは、スポーツ振興を画策する行政レベルの動向とは全く違う次元でスポーツを展開する地域住民の姿であり、それは、住民にスポーツを实践させようとする行政側の意向とは別個に生起し、自発的・内発的にスポーツを实践するしたたかな地域住民の姿情であった。つまり、地域住民はえてして行政側の抱える政策的な課題を解決するためにスポーツを行うのではなく、自分たちの暮らしを基準に、自分たちに都合のいいようにスポーツを实践するということである⁶。スポーツの振興を考えていく際、こうした視点から、地域で主体的にスポーツに関わる人々の様相を捉えていく必要があるだろう。

また、スポーツ振興基本計画では、総合型地域スポーツクラブの特徴として、「子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動できる」ことを想定しているが、スポーツ政策に関する一連の議論が示したように、スポーツの大衆化や高度化といった問題がしばしば軋轢を引き起こしこそすれ、両者を繋げるロジックは実質的には見出せていない。現実には、競技志向と生涯スポーツ志向の住民が混在するなかでそれぞれが拮抗しつつ、何とか折り合いをつけながらスポーツ活動を展開しているのが地域におけるスポーツの実態であり、そこには、行政の意向に歩調を合わせようとする平板な住民像ではなく、自分たちのスポーツ欲求をどうにかして満たそうとする力強く複雑な住民の位相を見て取ることができる。

このように、「地域とスポーツ」に関するこれまでの研究成果は、現在のスポーツ振興基本計画が掲げた政策課題の問題性を大きく反証しているものの、これまでそうした研究成果がスポーツ振興施策に有機的に結びついてくることはなかった。現在求められているのは、国民の健康や地域社会を脅かす弊害をコミュニティ・スポーツによって取り除くことができると「幻想」を描くことでもなければ、西欧先進国におけるクラブのあり方をモデル化して無批判に受容することでもない。「生涯スポーツの振興」が各地で盛んに提唱され、総合型地域スポーツクラブ設立への動きが急進的に進められようとするなか、総合型地域スポーツクラブの設立を自明のものとして推進するのではなく、こうした地域で展開されるスポーツの内実にこそ、十分な考察が加えられるべきだろう。それは、地域で実践されるスポーツ活動の展開を住民の暮らしの視点から捉え返しながらか、スポーツ振興施策を歴史的位相と交錯させて相対化することでもあり、そのような視角からスポーツ振興施策を捉えてくるとき、スポーツ振興基本計画で謳われた「豊かなスポーツライフの実現」が単なる夢想ではなく、少しずつではあるが現実味を帯びてくることになる。

⁶ 自分たちの暮らしを基準に、自分たちに都合のいいようにスポーツを实践するという動向は、昨今のスポーツ活動に関する国際的な動向にも見てとることができる。日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、イギリスといった先進国において実施されているスポーツ種目の上位には、ジョギングやウォーキング、水泳など、「自分の能力や自由時間に合わせて、個人単位で自在に行なえるスポーツ」が軒並みランキングされている。詳細は笹川スポーツ財団『スポーツ白書 2010』を参照のこと。

参考文献

- 松村和則『『地域』におけるスポーツ活動分析の一試論：宮城県遠田郡洞ヶ崎地区の事例を素材として』『体育社会学研究・7』道と書院，1978
- 松村和則，梅澤佳子『『コミュニティ・スポーツ』論の社会学：『自己反省の社会学』（Reflexive Sociology）に触発されて』『体育・スポーツ社会学研究・5』道と書院，1986
- 松村和則，前田和司「混住化地域における『生活拡充集団』の生成・展開過程：『洞ヶ崎』再訪」『体育・スポーツ社会学研究・8』道と書院，1989
- 松村和則「地域社会とスポーツ」『スポーツ社会学への招待』菅原禮編，不昧堂，1990
- 松村和則『地域づくりとスポーツの社会学』道と書院，1993
- 三好洋二『『コミュニティ・スポーツ』に関する一考察：その成立過程と特質』『体育社会学研究・4』道と書院，1975
- 森川貞夫『『コミュニティ・スポーツ』論の問題点』『体育社会学研究・4』道と書院，1975
- 森川貞夫「スポーツ政策（史）研究の理論的諸問題」『体育社会学研究・7』道と書院，1978
- 文部科学省『クラブづくりの4つのドア』2001
- 中島信博，上羅広「地域社会におけるスポーツ：香川県坂出市林田地区における事例研究」『体育社会学研究・4』道と書院，1975
- 佐伯聰夫「スポーツと地域社会をめぐって」『スポーツイベントの展開と地域社会形成』佐伯聰夫編，不昧堂出版，2000
- 笹川スポーツ財団『スポーツ白書2010：スポーツ・フォー・オールからスポーツ・フォー・エブリワンへ』扇興社，2001
- 関春南『戦後日本のスポーツ政策』大修館書店，1997
- 園部雅久「コミュニティの現実性と可能性」『都市社会学』鈴木広，倉沢進編，アカデミヤ出版会，1984
- 上羅広「地域スポーツ政策の展開と住民：『スポーツ政策』研究への一視角」『体育社会学研究・7』道と書院，1978

(2003年9月25日 受理)